

第66号議案

令和4年度蒲郡市モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について

次のとおり未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月7日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

令和4年度蒲郡市モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金16,002,751,101円のうち、3,676,910千円を建設改良積立金に積み立て、8,000,000千円を一般会計に繰り出し、2,078,332,858円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

提案理由

未処分利益剰余金を建設改良積立金に積み立て、一般会計に繰り出し、及び資本金に組み入れるため提案する。